

風水害への備えはできていますか？

▼問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

風水害は、事前に情報を収集し、早めの避難を行うことが非常に重要になります。播磨町では、お手持ちの携帯電話・スマートフォンへの情報伝達手段が多数ありますので、ご活用ください。



※QRコード読取機能がついたカメラ付携帯電話の場合は、コードを接写するだけでアクセスできます。操作方法は、携帯電話の取扱説明書をご覧ください。

スマートフォンアプリ 「ひょうご防災ネット」

「ひょうご防災ネット」は兵庫県および兵庫県内の市・町から「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報などの防災に関する様々な情報を利用者の方々に提供するサービスです。

ひょうご防災 検索

「防災安心ネット」はじま

皆さんの携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録していただくと、災害時や地域の不審者情報などの緊急情報をいち早くメールにてお届けするシステムです。

また、平常時には、防災情報や休日の救急当直医の情報を見ることが出来ます。

スマートフォンアプリ 「Yahoo!防災速報」

皆さんのお手持ちのスマートフォンにアプリをインストールしていただき、播磨町の情報を受信する設定にしてください。Yahoo!や播磨町からの災害情報をポップアップ通知してくれるシステムです。

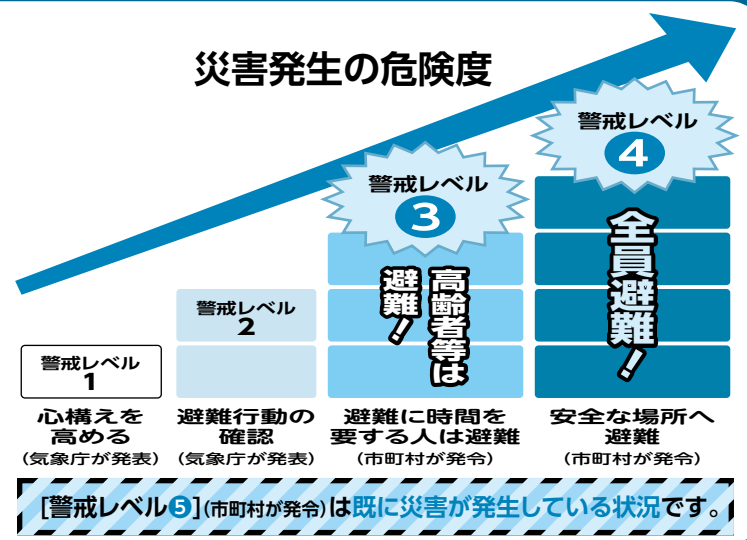
なお、スマートフォンをお持ちでない人も、お手持ちの携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただくと同様の情報をメールで受信することも可能です。

播磨町防災情報テレホンサービス ☎0180 (997) 131

防災行政無線で放送した内容が聞き取りにくかった、聞こえなかったなどといったことはございませんでしょうか。播磨町では、防災行政無線で放送した内容を、電話で聞き返すことができる「播磨町防災情報テレホンサービス」の運用を行っております。

防災情報の伝え方は5段階

集中豪雨や台風などによって、水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、どの情報をもとに、どのタイミングで避難をしますか？防災情報の意味が直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう、これからは災害発生危険度と住民の方々が取るべき行動を5段階の「警戒レベル」を用いてお伝えします。



加古川市防災センター防災展「風水害に備えよう」 風水害に備えて、写真、パネル、防災資機材などの展示
 ▶日時 6月2日(火)～30日(火) 9:00～17:00 ▶問合せ 加古川市防災センター ☎079 (423) 0119

今年度の介護保険料額が決定しました

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

65歳以上の人の保険料は平成30年度(2018年)と令和2年度(2020年)に提供される介護サービスに必要な費用などに見込額の23%を65歳以上の人数で割った額を基準額(6万6千円)とし、所得や住民税課税状況などに応じて決定しております。令和2年度介護保険料決定通知書を6月中旬にお送りしますので、各納期の金額を確認ください。

なお、令和元年10月からの消費税増税に伴い、第1段階～第3段階の人の保険料率が表1のとおり軽減されます。

▼特別徴収 (年金天引き) 対象の人
 平成31年度以前から継続して特別徴収により納付されている人の、4月・6月・8月の保険料は、令和2年2月に年金から徴収した保険料額と同じ額を「仮徴収額」として徴収します。確定した年間保険料額から仮徴収合計額を差し引いた額を3回(10月・12月・2月)に分けた金額が本徴収として、年金から差し引かれます。

▼普通徴収 (納付書・口座振替で納付) 対象の人
 年間保険料額から第1期分を差し引いた額を残りの5回の納期で分けて納めていただきます。

表1

介護保険料所得段階	保険料率 (令和2年度)	年間保険料 (令和2年度)
第1段階	基準額×0.3	19,800円
第2段階	基準額×0.5	33,000円
第3段階	基準額×0.7	46,200円

介護保険料の減免制度

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582
 下表の減免対象に該当する人は、介護保険料決定通知書を持参のうえ保険年金グループにお越しください。必ず、事前にお問い合わせいただき、必要書類をご確認ください。

減免対象者	減免額						
①本人または生計を維持している人が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた人	保険料の全額						
第2段階以上で以下のいずれかに当てはまる人 ②生計を維持している人が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった人 ③生計を維持している人が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった人 ④生計を維持している人が不労や不漁で所得が2分の1以下になった人	今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額						
⑤第1段階(生活保護受給者を除く)で以下の全てに当てはまる人 (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること <table border="1"> <tr><td>単身世帯</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>二人世帯</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>三人以上の世帯</td><td>60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)</td></tr> </table> (イ) 資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ) 市町村住民税が課税されている人と生計が同一でないまたはその人に扶養されていないこと	単身世帯	60万円	二人世帯	60万円	三人以上の世帯	60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)	保険料の2分の1
単身世帯	60万円						
二人世帯	60万円						
三人以上の世帯	60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)						
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる人 (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること <table border="1"> <tr><td>単身世帯</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>二人世帯</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>三人以上の世帯</td><td>120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)</td></tr> </table> 上記⑤の(イ)(ウ)に同じ	単身世帯	120万円	二人世帯	120万円	三人以上の世帯	120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)	第1段階と第2段階保険料との差額
単身世帯	120万円						
二人世帯	120万円						
三人以上の世帯	120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)						
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している人	第1段階と第2段階保険料との差額						
⑧刑事施設に1ヵ月を超えて入所している人	入所月から退所月の前月までの期間の保険料						